⑵　賞与引当金

①公害健康被害補償予防業務勘定

役員及び職員の賞与の支払いに備えるため、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

②石綿健康被害救済業務勘定、環境保全研究・技術開発勘定、基金勘定及び承継勘定

政府交付金又は運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された当該見積額の当期増減額を計上しております。

7．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

納付財源引当金

翌事業年度以降の公害健康被害の補償等に関する法律第48条に定める納付金の財源に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令第13条の規定に基づき計上しております。

8．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

9．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

〔会計方針の変更〕

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ145,425,905円増加しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

〔貸借対照表に関する事項〕

1．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

①公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定及び基金勘定

資金運用については短期的な預金等及び長期的な財政融資資金預託金及び公債等に限定しております。また、保有する有価証券及び投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債、地方債等であり、株式等は保有しておりません。

②環境保全研究・技術開発勘定

次年度の業務の支払いに要する資金として現金及び預金を保有しており、余剰資金の運用は行っておりません。

③承継勘定

承継勘定においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理回収を行っており、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

承継勘定が保有する金融資産は主として、建設譲渡事業に係る割賦譲渡債権と貸付事業に係る貸付金債権であります。これらは国内の地方公共団体や法人等に対するものであり、契約先の債務不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。

信用リスクの管理は、債権管理回収に係る諸規程に基づき割賦譲渡元金債権及び貸付金債権の債務者の信用情報管理、内部格付、返済金の入金管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等の与信管理に係る体制を整備して運用しております。与信管理に係る体制は、内部格付、返済金の入金管理等は主として債権管理部門が行い、保証や担保の設定、問題債権への対応等、債権全般に係る信用情報管理は債権回収部門が行っています。入金状況や延滞発生、延滞解消状況は月次報告として担当理事に報告し、また、定期的に理事会にも報告しております。債権管理回収に係る基本方針の策定等は、理事長を委員長とする債権管理委員会を開催し、審議することとしております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません（(注２)(注３）参照）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	102,599,829,725	102,599,829,725	—
②預託金（１年以内を含む）	8,760,000,000	9,031,926,712	271,926,712
③有価証券及び投資有価証券	177,035,682,961	182,782,159,000	5,746,476,039
④長期性預金	1,000,000,000	999,860,045	△ 139,955
⑤割賦譲渡元金	16,732,429,152		
貸倒引当金	△ 999,341,212		
	15,733,087,940	16,499,970,339	766,882,399
⑥貸付金	2,556,181,450		
貸倒引当金	△ 1,322,544,370		
	1,233,637,080	1,235,084,328	1,447,248
⑦破産更生債権等	3,681,484,053		
貸倒引当金	△ 2,934,862,257		
	746,621,796	746,621,796	—

(注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②預託金（１年以内を含む）

預託金の時価については、元利金の合計額を同様の新規預託を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券のうち譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。